

我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正  
する告示

我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年告示第  
296号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、既に他の都道府県、市（特別区を含む。<b><u>次項において同じ。</u></b>）又は福祉事務所を設置する町村から支給を受けている給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童であるときは、対象児童としないものとする。</p> <p><b><u>3 第1項の規定にかかわらず、既に我孫子市子育て世帯への臨時特別給付支援給付金支給事業実施要綱（令和4年告示第36号）に基づく支援給付金又は他の都道府県、市若しくは福祉事務所を設置する町村から支給を受けている支援給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童であるときは、対象児童としないものとする。</u></b></p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給を受けている給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童であるときは、対象児童としないものとする。</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。